

付章 平城京跡発掘調査要綱

平城京跡の発掘調査は、最近次第にその数を増し、今後も拡大の一途をたどることがかんがえられる。はじめは平城宮跡の調査基準にもとずき調査を進行したのであるが*、宮跡の調査基準で処理しえない事態も生じ、調査の過程で逐次改訂した部分がある。いうまでもなく、原則は平城宮跡発掘調査基準にあり、以下にその改訂なり増補を行ったところを列記する。

1 発掘地割

京つまり都城の標示記号は宮殿、官衙、城柵に準じてAであらわれ、住居とか製造所の標示記号を行わない(Tab. 11)。

地区割は原則として現在の地形から復原しうる条坊地割にもとづくことにする。

奈良時代の著名な寺院、東・西市、朱雀大路、羅城門等については、たとえば東市を6ATIとよぶように特定の遺跡記号をあてる。他の地域については、左・右京では五条を境に南北にわけ4大地区(F・G・H・I)とし、外京を1大地区(E)とする。なお、外京の北限については、平城宮北限の東延長線に遺構が予測しうる資料が増加しつつあるので、従来の線よりも一坊分北にのぼす。京の南辺に位置する南北幅4町の京南辺条里および右京の北辺に位置する南北幅2町の条里については条坊に準じてあつかうこととし、それぞれが接する大地区に包括する(fig. 37)。

*『平城宮報告Ⅱ』P. 114

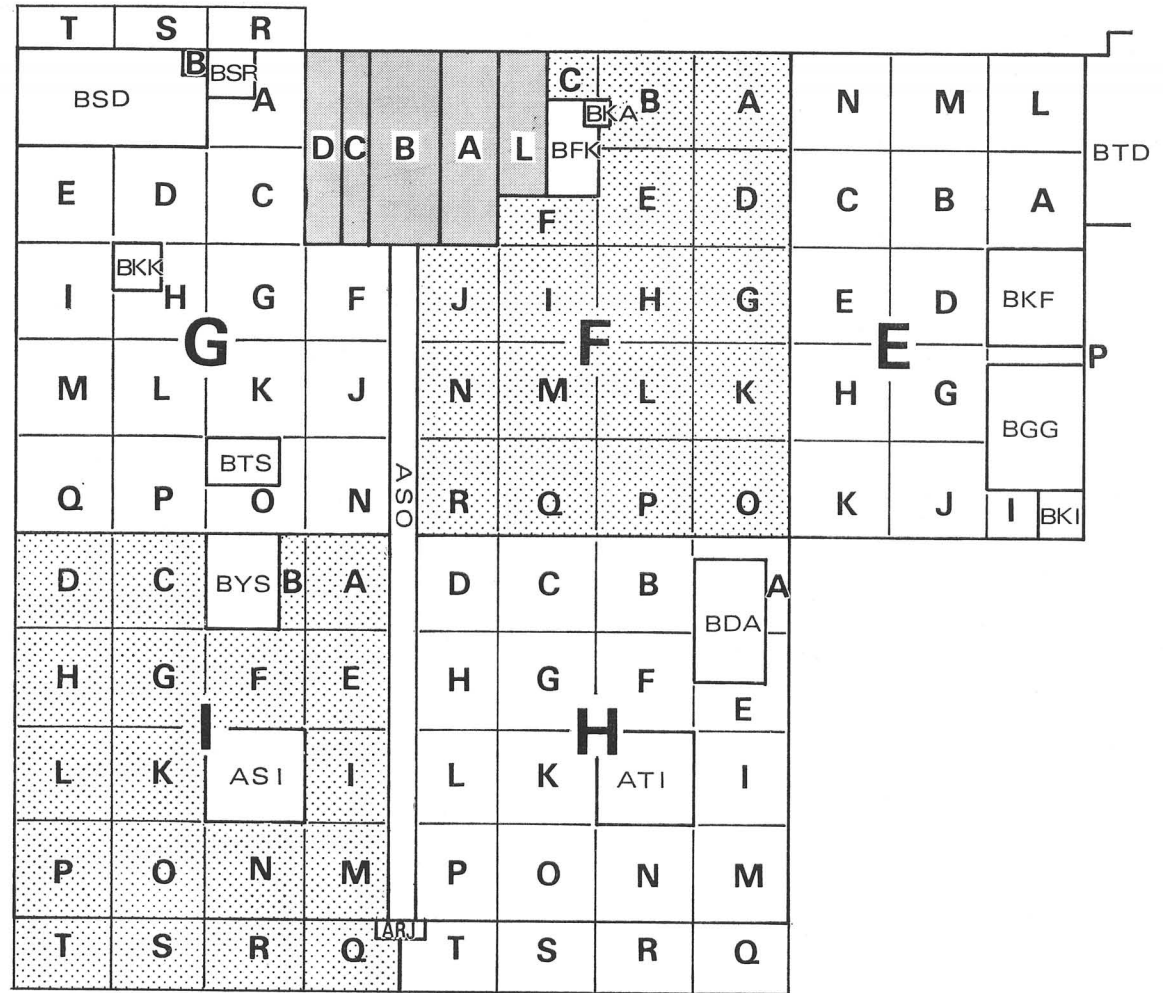


fig. 37 平城京跡発掘地割図

第 I 項		第 II 項				第 III・IV 項
0	外国 (中国・朝鮮等)	A	宮殿・官衙・都城・城柵	P Q R	P 近畿 Q 東日本 R 西日本	一般にはアルファベット2字の組合せによって、固有遺跡名をあらわす
1	先縄文時代	B C D E F G H K	大和 山城 摂河泉 その他の近畿 寺院 関東、東北 中部 中国 四国、九州	S T U V	S 近畿 T 東日本 U 西日本 記念物	
2	縄文時代					
3	弥生時代					
4	古墳時代					
5	飛鳥時代					
6	奈良時代	W X	国郡衙	W 東日本 X 西日本		
7	平安時代	L M N	住居 集落	Y Z	交通関係(関、烽火等) その他	
8	鎌倉時代					
9	室町以降					

Tab. 11 遺跡名標示の項目別内容分類表

S—遺構		R—遺物	
A	柵・土塁・堀	L	漆器
B	建物	M	金属器
C	廊	N	自然遺物
D	溝	P	土製品
E	井戸	Q	石製品
F	道路	T	瓦・埴
G	苑池	U	繊維製品
H	広場	W	木製品
K	土壙	Y	その他
X	その他		

土製品は土器その他で瓦埴を含まず。

Tab. 12 遺構・遺物記号表

大地区のなかには、地形から推測しうる条坊にしたがって一辺約540mの中地区に分割する。中地区をさらに小地区に細分するのであるが、この場合には坊を画する坪の地割にそうのが望ましい。

以上のような地区割を設定するとき、東南優位の原則によって坊なり坪の東・南辺に推定される道路や側溝は、それぞれの中地区、小地区に包括することにする。

2 測量基準

地形の測量や遺構の実測にあたっては、国土調査法による第6座標を基準とする。

3 遺構の名称

遺跡の名称については、原則として今回の「左京三条二坊十五坪」というように、条坊名を復原してよぶこととする。

従来の記号分類では、とくに区別しなかった道路遺構に対して、Fの記号を与えることとする(Tab.12)。

4 遺構の番号

平城宮跡や固有の記号をつけた寺院等の遺跡では、それぞれについて一連の遺構番号をあたえることは従来のおりである。その他の地域については、外京(E)と左京(F・H)とで一括し、右京(G・I)と朱雀大路(ASO)とで一括する2系列にわけ、それぞれの地域の遺構に対して一連の遺構番号を付すこととする。